

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1の3の項の次に次のように加える。

3の2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1の4の項の次に次のように加える。

4の2 市長	大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4の3 市長	大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4の4 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4の5 市長	大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2、1、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同表1、中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、1、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加え、同表3の項特定個人情報の欄中「若しくは養育医療」を「又は養育医療」に改める。

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

別表第2、6、障害者関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、6、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確

保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加え、同表6の項特定個人情報の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の10の項事務の欄中「保険給付の支給」の次に「又は保健事業の実施」を加え、同表10、介護保険給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の10の項の次に次のように加え、同表11の項事務の欄中「(昭和35年法律第37号)」を削る。

10の2 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の12の項特定個人情報の欄中「(平成24年法律第65号)」及び「又は地域子ども・子育て支援事業の実施」を削り、同表15、大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるものの項を削り、同表18、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項を次のように改める。

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第2、18、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の19の項特定個人情報の欄中「又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収」及び「又は地域子ども・子育て支援事業の実施」を削り、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の22の項事務の欄中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表22、介護保険給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の23の項特定個人情報の欄中「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を「(同法第15条第3項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。))附則第3条第1項の場合を含む。))及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。))附則第4条第2項において準用する場合を含む。))又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。))若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。))第14条第4項」に改め、同表24、生活保護関係情報であって規則で定めるものの項の前に次のように加える。

身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、24、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加え、同表24の項特定個人情報の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報」

を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の25の項事務の欄中「(平成14年法律第103号)」を削る。

知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、27、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

年金給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2、27、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の27の項の次に次のように加える。

27の2 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の28の項の次に次のように加える。

<p>28の2 市長</p>	<p>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>28の3 市長</p>	<p>大和市障害者福祉手当に関する条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
28の4 市長	大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28の5 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28の6 市長	大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の3の項を次のように改め、同表8の項特定個人情報の欄中「(第15条第3

項において準用する場合を含む。）」を「(同法第15条第3項(平成25年改正法附則第3条第1項の場合を含む。))及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。)若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」に改める。

3 削除			
------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第5条第1項の改正規定、別表第2の6の項の改正規定並びに同表24の項の改正規定 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第2の10の項の次に次のように加える改正規定及び同表27、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第3条の2第1項に規定する政令で定める日
- (3) 別表第1の4の項の次に次のように加える改正規定(4の2の項及び4の3の項に係る部分に限る。)、別表第2、18、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定(「大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。)及び同表28の項の次に次のように加える改正規定(28の3の項及び28の4の項(「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」及び「大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分を除く。))に係る部分に限る。) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

(4) 別表第1の4の項の次に次のように加える改正規定（4の4の項及び4の5の項に係る部分に限る。）、別表第2、1、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定（「大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分を除く。）、同表27の項の次に次のように加える改正規定（「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）及び同表28の項の次に次のように加える改正規定（28の2の項、28の4の項（「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」及び「大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）、28の5の項及び28の6の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日